

請願第 23 号 平成 22 年 11 月 30 日受理

件 名 国に対して「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再
使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の提出を
求める請願

請 願 者 熊谷市柿沼 873 - 11
生活クラブ生活協同組合熊谷支部
代表者 表野 恵理子

紹 介 議 員 滝沢 肇、松岡兵衛、加藤恒男

要 旨 別紙のとおり

付託委員会 福祉環境常任委員会

【件 名】

国に対して「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の提出を求める請願

【請願趣旨】

容器包装リサイクル法(「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」)は、1995年に容器包装ごみをリサイクルするために制定されました。その後、法附則第三条に基づいて、2006年に一部改正されたのですが、衆議院環境委員会で19項目、参議院環境委員会で11項目もの附帯決議が採択されたことに示されるなど、多くの課題を抱えたままの成立となりました。

このため、ごみ排出量は“高止まり”のまま、環境によいリユース容器が激減し、リサイクルに適さない塩素系容器包装が未だに使われているのが実態です。

根本的な問題は、自治体が税金で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約9割が製品価格に内部化されていないことにあります。このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブ(誘因)が働かず、ごみを減らそうと努力している市民には、負担のあり方についての不公平感が高まっているのです。

今日、地球温暖化防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことが求められています。諸外国の先進的な取り組みでは、「ホテル等での使い捨て用品の無償提供禁止」や「ペットボトル入の飲料水の調達を禁止」する自治体が登場しています。

我が国においても、一日も早く持続可能な社会へ転換するため、下記の事項について請願致します。

【請願事項】

地方自治法第99条の規定に基づき、次の事項を基本とする『容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書』を、国会及び関係行政庁に提出すること。

- 1 容器包装リサイクル法の役割分担を見直し、分別収集・選別保管の費用を製品の価格に内部化する。
- 2 リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)を促進するため、次のような

様々な制度を法制化する。

レジ袋など使い捨て容器の無料配布を禁止し、リユース容器の普及を促す。

リサイクルできる分別収集袋やクリーニング袋等も、容器包装リサイクル法の対象に加える。

3 製品プラスチックのリサイクルを進める仕組みを新たに法制度化する。

以上、地方自治法第 124 条の規定によりお願いいたします。

請願第 28 号 平成 22 年 12 月 1 日受理

件 名 国に対して、「子ども・子育て新システムの基本制度要綱」に基づく保育制度改革の安易な導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書の提出を求める請願

請 願 者 熊谷市三ヶ尻 6338 - 2
熊谷市私立保育園園長会
会長 高田 澄枝

紹介議員 滝沢 肇、磯崎 修

要 旨 別紙のとおり

付託委員会 福祉環境常任委員会

【件 名】

国に対して、「子ども・子育て新システムの基本制度要綱」に基づく保育制度改革の安易な導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書の提出を求める請願

【請願趣旨】

現在、平成 22 年 6 月 29 日「少子化社会対策会議」において決定されました「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づき、国において新たな保育制度が検討されていますが、この新システムにおいて、福祉はサービスの言葉に置き換えられ、介護保険制度をモデルとした直接契約・直接補助方式の導入などの保育改革に加え、幼保一体化や最低基準の地方条例化、また市場原理の導入による保育の産業化を十分な議論もないまま安易に推し進めようとしています。

現行保育制度は、児童福祉法第 24 条において国や市町村の保育に対する実施義務・公的責任が明確にされ、最低基準により保育の質が全国に等しく保障され、保育料も保護者の所得格差が、子どもの保育の処遇格差に繋がらない様、応能負担となっております。

新システムでは、国の責任を大幅に後退させ保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況や所得格差により子どもが受ける保育の処遇格差が生じることになりかねません。また、成り立ちや運営形態の異なる幼稚園と保育園との一体化に対して拙速な結論を出すことは、現場のみならず利用者や社会にも大きな混乱を招きます。市場原理に基づく保育の産業化により保育の質の低下、保護者負担の増加、保育従事者の処遇低下などを引き起こすだけでなく、運営の不安定化による利用者の不安を増大させるものであります。

安定した環境下において安定した上質な保育の提供こそが、子どもたちの健やかな育ちや安心につながるからです。

【請願事項】

- 1 「子ども・子育て新システムの基本制度要綱」の安易な導入に反対し、現行保育制度の拡充を求めます。

公的責任の後退・保育を産業化する「子ども・子育て新システムの基本制度要綱」の安易な導入に反対すると共に、児童福祉として子どもの健やかな育ち

を保障し、子育て家庭への支援を積極的に行うことを求めます。また、家庭の経済格差に対するセーフティネットとしての機能も含めた安定した環境下における保育制度の充実を図り、地域の特性に応じ待機児童の多い都市部においては地域特区を導入するなど解消に努めると共に、人口減少地域でも質の高い安定した保育の提供ができる環境の確保等、国と地方自治体の責任で保育・子育て支援を拡充していただきたく請願致します。

貴議会におかれましては、上記の趣旨を理解され、請願事項に沿った意見書を国に対して提出していただきたく、お願い申し上げます。

以上、地方自治法第124条の規定により、請願いたします。